

環境課からののお知らせ

●8月の例

日	月	火	水	木	金	土
			1 (第1・水)	2 (第1・木)	3 (第1・金)	4 (第1・土)
5	6 (第1・月)	7 (第1・火)	8 (第2・水)	9 (第2・木)	10 (第2・金)	11 (第2・土)
12	13 (第2・月)	14 (第2・火)	15 (第3・水)	16 (第3・木)	17 (第3・金)	18 (第3・土)
19	20 (第3・月)	21 (第3・火)	22 (第4・水)	23 (第4・木)	24 (第4・金)	25 (第4・土)
26	27 (第4・月)	28 (第4・火)	29	30	31	

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成30年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が家のカレンダーでいつなのかわかりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

環境課内
環境委員連合会事務局
FAX 863・2700



- ごみ問題に関心を！ごみ処理施設を見学してみませんか
- 日時／8月18日(出) 午前9時30分から午後1時まで
- 視察先／香南清掃組合
- 集合場所／市役所正面玄関前駐車場
- 対象／南国市民および市内勤務者
- ※小学3年生以下は、子ども1名につき保護者1名以上の同伴をお願いします
- 募集人員／先着25名
- 参加費／無料(昼食付き)
- 申込方法／電話・FAXで①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号をお知らせください。
- 申込締切／8月9日(木)
- 申込み・問い合わせ



度々お知らせしておりますが、ラベルが付いたままごみステーションに出されているペットボトルが依然多い状況です。ペットボトルは中間処理のあと、再生処理業者へ引き渡されますが、異物混入や、キャップ・ラベルが付いていることが頻繁にあると、取引が停止されてしまいます。このため、中間処理場では、手作業でラベルをはがしてあり、昨年度と比べて作業量が大幅に増加しています。現状のままでは委託料が増えることも考えられ、市の財政負担となってしまう。

ラベルはミシン目に沿ってはがす等、簡単にはがせるものがほとんどです。ペットボトルはラベルをはがして出してくださいようお願いいたします

ペットボトルの出し方

1. ラベルとキャップを外す
2. 中を軽く水洗い
3. 軽くつぶす
4. 資源物用指定袋へ

※ラベルはキャップとともに容器包装プラスチックとして出してください。

※全面のり付けされていたり、容易にはがせないラベルは、はがさずに出してください。

■問い合わせ／環境課 ☎880-6557

環境センターの運転休止 家庭のし尿収集も休止

環境センター(し尿処理施設)は、機械設備の点検などのため、8月11日(出)14日(火)の4日間、し尿などの受け入れができません。そのため、各家庭の収集もできませんのでご注意ください。

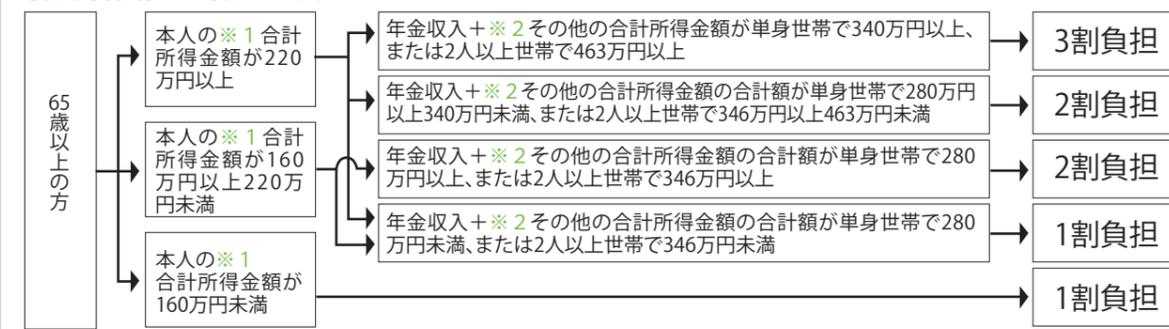
平成30年8月からの介護保険制度改正について

本年8月から介護保険制度の改正になる内容についてお知らせいたします。

現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、見直しを行うものです。

利用者負担の判定の流れ



- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- ※2 その他の合計所得金額とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

○第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担です。

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年7月に、利用者負担が1割の方、2割の方、3割の方も、市から負担割合が記された証を交付します。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

高額医療合算介護(予防)サービス費が見直しされます

○高額医療合算介護(予防)サービス費とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。

- 見直し内容(※70歳以上の方がいる世帯が対象となります)
- 現役並み所得者については、現役世代と同様に、細分化した上で限度額を引き上げます。
- 一般区分については、限度額を据え置きます。

現行		見直し後	
所得要件	算定基準額	所得要件	算定基準額
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	67万円	課税所得690万円以上	212万円
一般所得者	56万円	課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円(据え置き)
		一般所得者	56万円(据え置き)